

内務省發調第五一號

昭和二十年十月二十七日

内務省調査部長

各地方長官殿

海軍施設ノ移管ニ關スル件

貴管下左記海軍施設ハ移管先決定相成候條右御含ミノ上移管先機關ヨ
リ速急移管方希望有之候節ハ現地聯合軍部隊ニ對シ内務省ヘノ引渡シ
促進ノ手續御取計相煩度此段及通牒候

記

名稱 所在地 移管先

0385

軍用輸送用器配分要領（陸軍分）

昭和二〇、二一、二二、二三運輸省自動車局

一、トトラック

八五二二輛

別途ノ通配分ス

三、乗用車

一、三五〇輛

(1) 病院醫療連絡用

二〇〇

(2) 主要都市「タクシー」業者用

七五〇

六大都市、札幌、仙台、博多及長崎市ノ交通復活ノ爲旅客運送業者ニ配當ス

(3) 官公署用

四〇〇

通信連絡、行刑運用、學校教育及其ノ他事務連絡用ノ爲配分ス

三、自動車部品、屬品及機械工具

各地方廳ヲシテ其ノ府縣所在ノ自動車整備配給株式会社ヲ通シ國營自動車及各需要者ニ配分セシム

0386

四 輜重車

七五〇〇

輕車輛用トシ鐵道小運送用ニ配分ス

五 配給引渡方法

(4) 以上ノ配分ニ基キ至急現地ニ於テ各地方長官ヲシテノ配分セシム

但シ國營自動車ノ應急輸送用ニ對シ優先引渡スコト

(2) 配給ハ原則トシテ有償トシ中古品ハ公定價格ノ八割以內トシ地方

長官ニ於テ其ノ額ヲ査定ス

0387

内務省發調第五三號

昭和二十年十一月二日

内務次官

各地方長官 殿

聯合軍ヨリ返還ヲ受クル軍需品等ノ
處置ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ今般中央ニ於テ具体的ニ處置方法ヲ決定スル重要品目
別紙ノ通決定相成リ其他ノ物品ハ全部地方廳ニ於テ適宜處分相成可然
コトト定メラレ候條御了知ノ上十月十八日附内務省發調第一七號遵照
參照ノ上之ガ措置ニ萬遺憾ナキヲ期セラレ度
尙施設ニ附屬スル物件中該施設轉換後ノ用途ニ適スルモノハ可及的ニ
施設ト一体ノ取扱ヲナスコトヲ御考慮相成度

0388

別

主要食糧（米、麥、小麥粉、雜穀、乾「パン」）、特定糧食（乾燥食糧、壓搾食品、「ビタミン」食品）鹽、鹽詰、砂糖、紙版類（但シ十月二十二日內務省調發第二九號通牒ヲ以テ地方ニ委任シタルモノヲ除ク）纖維生地、木材、石油、松根油、「タンニン」、煙草、醫藥品、其ノ他衛生用物資、自動車、自動貨車及救急車、通信機、土木機械、工作機械、水滷機械、酸素熔接機、酸素充填機、炭酸「ガス」充填装置、木工機械、製材機械、獸醫器材、傷体兵器（銃、鎗、銃品ヲ含ム）及火藥類、鐵鋼二次製品（釘、釘金、亜鉛鐵板、鐵線、「ワイヤロープ」、熔接棒、高壓熔器、粉碎「ボール」、「ドラム」儘、磨帶鋼、磨鐵板、磨棒鋼）電線、伸銅品、塗料、染料、漆、樟腦、板硝子、發電機、充電機、變壓器、汽船、機帆船、SS艇、SB艇、曳船、鐵道用車輜、軌條、橋桁、枕木、其ノ他特ニ鐵道用トシテ作ラレタル物品、管、通銃、低燐銃、「ニツケル」、「コバルト」、「ニッケル」ツペ、銅（塊、品、棒、管、板、線）

0389

(塊故品、棒、管、板、線ノ材料ヲ含ム) 亜鉛(同上)、黄銅(同上)
 青銅(同上)、鉛(同上)、錫(同上)、「アルミニウム」(同上)
 水銀、「アチモン」、石綿、雲母、棉花、棉絲、羊毛、「ステール」
 ファイバー、人絹、絹、麻類、牛皮其ノ他ノ獸皮、生「ゴム」、ラ
 テックス、「石炭」、「コークス」、「コーライト」、「ソーダ」類、
 「カーバイト」、「アルコール」、「ベンゾール」、「トリオール」、
 「グリセリン」、石炭酸、硝酸、硫酸、「アセトン」、硫酸「アンモ
 ン」、硝石、硝酸「ソーダ」、硫酸、「ナフタリン」、動植物油脂、
 硝酸加里、植統油結、硫酸

備考

前記物品ニ付テモ左ニ該當スルモノハ地方廳ニ於テ適宜之ガ具體的處
 置ヲ決定シ得ルコト、但シ陸軍兵器行政本部(陸軍兵器補給廠及東二
 造ヲ除ク)ノ所有スル原素材ヲ悉ク汽船及機帆船ニシテ各船屯數三〇
 屯未満ノモノ、曳船ニシテ一〇〇馬力未満ノモノ、

普通鋼々材、彈丸鐵及石炭ニシテ各一置場一〇〇屯未滿ノモノ

普通銃、低燐銃、「コークス」、「コーライト」及松根油ニシテ各一置

場三屯未滿ノモノ

「ワイヤロープ」、熔接棒、高壓燈器、粉碎「ボール」、
「ドラム」

磨帶鐵、磨鐵板、磨棒鐵、塗料、染料、「ニツケルルツペ」、鋤、亞鉛、

黃銅、青銅、鉛、鐵、「マグネシウム」、「アンモチン」、石綿、雲

母、硝酸加里、植物油脂及硫安ニシテ各一置場一屯未滿ノモノ

0391

特殊物産中動植物油脂加配率要領 (三〇一)(三七)

日本行動植物油脂ハ食用農林業中(潤滑油)漁業用(潤滑油)石鹼及
肥料原料用等ニ充當スルモノトス

日本行動植物油脂ハタンカト充當作業反容給ノ子魚等ヲ安スルニ付
一括シテ油脂配給統制機關タル市國油統制株式會社ニ仰渡シ會社ニ
於テ當地ノ上所定配給機關ヲ指シ消費者ニ配給ヤシムルモノトス但シ
農林業用及漁業用ニ充當スベキモノハ原則トシテ前記所定配給機關ニ
代リ系統農林水産業團體ヲシテ配給ニ當ラシムルモノトス

同會社ニテ消費スベキ油脂ハ農林省ニ於テ各都道府縣ニ對シ一般配給制
當取ト調査ノ上割當額ヲ決定シ都道府縣ハ消費者ニ對スル割當細目ヲ
決定スルモノ

四 燃料及石鹼原料ニ充當スベキ油脂ハ商工省ノ指示ニ依リ燃料工場、石
鹼工場ニ引渡シ加工ノ上同省ノ定ムル計畫ニ依リ消費者ニ配給ヤシム

(五) 本邦産油ノ調整ヲ期スル爲メ帝國油糧統制株式會社下部配給機關並加工
工業ヲシテ受拂年月日数量及抽出先等ヲ明瞭ナラシムル記載ヲ作成ヤ
シメ之レヲ農林省ニ報告ヤシムルモノトス

考

本邦油類ハ原則トシテ生産者販賣價格ヲ以テ帝國油糧統制株式會社ニ
對スル拂下價格トシ以下公定價格ヲ以テ消費者ニ配給ス但品質懸懸又
ハ重油混入ノモノハ適宜値引スルコト

別紙

聯合軍ヨリ返還ヲ受ケタル煙草ノ處理
ニ關スル件

一、聯合軍ヨリ返還ヲ受クル煙草ハ受領後之ヲ所在專賣官署ニ於テ引渡
チ受クルコトトスルコト

二、右引渡ハ關係都道府縣廳及專賣官署立會ノ下ニ之ヲ實施スルコト

三、右煙草ノ現物受渡ニ際シテハ專賣官署ニ於テ原則トシテ數量調査ヲ
爲スベキモ右調査ヲ爲シ得ザル事情アリト認メラレタルトキハ其ノ儘
現物ノ受渡チ行フト共ニ爾後ニ於テ數量調査チ行フコト

四、受領證書ト引渡數量トニ相異アル場合ハ其ノ理由ヲ明確ナラシムル
コト

五、引渡ヲ受ケタル煙草ニ付テハ當該專賣官署ハ左記ノ數レカノ措置ヲ
採ルコト

(1) 專賣官署官庫ニ受入レルコト

0394

(四) 現在保管場所が倉庫トシテ適當ニシテ且之ガ借庫ヲ爲シ得ル場合
ニハ當該倉庫ヲ差當リ借受ケ專賣官署ニ於テ保管スルカ若ハ適當
ナル者ヲシテ委託保管セシムルコト

六 右煙草ノ中「ホマレ」ハ外地引揚軍人及内地復員未了軍人ニ配給シ
其ノ他ハ當該專賣局管内ノ一般配給ニ充當スルコトトシ當該專賣官
署ニ對スル煙草ノ配給超過分ハ爾後ノ廻送ニ於テ之ヲ調整スルコト
七 當該專賣官署ハ受領調書ト配給調書（小賣人ノ買受、小賣人ヨリ直
接出賣者ヘノ賣渡ニ關スル證據書類ヲ添付スルコト）ヲ作成シ引渡
ヲ受ケタル都道府縣廳ニ提出スルコト

八 備 考
(一) 引渡ハ有償讓渡ニ依ルモノトシ其ノ價額ハ内地軍陸海保ニ對スル
政府賣渡價格トスルコト（之ガ購賣代金ハ賠償購賣費ヲ以テ支辨
スルコト）

(二) 引渡數量ハ十月末日迄ノ陸海軍要員ノ所要消費量ヲ控除シアル見

込ナルモ然ラザル場合ハ當該專賣官署ハ現地陸海軍當局ト協議ノ
上別途所要數量ノ賣渡ヲ行フコト

(三)十一月以降ノ外地引揚軍人及内地ニ於ケル復員未了軍人ニ對スル
煙草ニ付テハ陸海軍當局ト協議ノ上專賣官署ヨリ所要數量ノ賣渡
ヲナスコト

0396

内務省發調第三十九號

昭和二十年十月二十五日

内務省調査部長

農林省總務局長

東京、大阪支局長殿
各地、地方副總監殿
各地方官殿

聯合軍ヨリ引渡ヲ受ケタル食糧品ノ處置ニ
關スル件

曩ニ決定相成候主要食糧以外ノ食糧品ニ就テハ、
穀詰、砂糖及特種糧食
(乾燥食品、壓搾食糧、「ビタミン」食糧)ヲ除キ各地方廳ニ於テ夫
夫適切ナル配給機關ニ拂下グル等迅速適正ナル御措置相成度此段及通
牒候

追而、
穀詰ハ主要食糧中ノ乾パント共ニ應急備蓄用トシ保管スルコ
トトナリタルコトハ曩ニ電報セル通りニ付爲念

0397



内務省發議第二三三號

昭和二十年十二月二十六日

内務省調査部長 大島弘夫

各地方行政事務局長
各地方支庁長
各地方警察局長
各地方衛生局長
各地方教育局長

總務課 共同事務課 台物倉庫所有ノ物品ノ取扱ニ
關スル件

總計物品ニ關シ第二復員省倉庫ト協議ノ上現今左記ニ依リ取扱フコトト
敬修候御了知有之度

計

一、共済紅台物倉庫物品中民間救濟用トシテ必要ナルモノハ全部所在都道
府縣ニ於テ引渡ヲ受ケ聯合車ヨリ返還ニ及ケタル物倉ノ例ニ依リ指置
スリコト

一、前記物品ハ...

0398

三前記物品ハ物産部ガ自品ヲ無償取得シタリモノナル事ハ無償ニ以テ
交付ニ受ケ之ニ依ル收入ハ特殊物産收入（賦産）ニ歸入セシムルコト
三前記物品力物産部ニ於テ有償取得シタルモノナルトキハ處分ニ當リ具
ノ公定價格又ハ調辦價格ヲ物産部ニ報告セシムル如ク措置スルコト
四當該物品ニ關スル必要ナル記録ヲ整理スルコト

0399

内務省、商工省、厚生省

聯合軍ヨリ引渡テ受ケタル被服類ノ
處分ニ關スル件

(一) 聯合軍ヨリ返還ヲ受ケタル被服中主要品目ノミハ中央ニ於テ之ガ配
分ヲ決定シ其ノ他ハ中央ノ方針ニ則リ地方廳ニ於テ處分ヲ決定ス
主要品目左ノ如シ

帽子、冬(夏)衣袴、外套、雨衣、冬(夏)襦袢及袴下、
靴、地下足袋、胸襖、背囊、衣囊、飯盆、水筒、携帶天幕、毛布、
鐵帽、防毒面、防毒器、防空服、電熱被服、防毒帽、同外套、同靴、
同襦袢、同袴下、寢具類、藥箱、蚊帳、軍手及靴下

(二) 被服類ハ主トシテ戰死者、外地軍復員者、外地引揚者ニ配給スルモ
一部ハ食糧生産及運搬通信關係者並ニ遺族ニ配給スルト共ニ醫療救
護用、教育關係用、職業指導用等ニモ充當ス

(三) 都道府縣別配給計畫並ニ輸送計畫ハ商工省ニ於テ關係各省ト協働策

定シ、都道府縣ニ於テハ戰災援護會、全國農業者等ノ各支部及地方
織維製品統制會社ト協議ノ上、都道府縣特殊物件處理委員會ノ議ヲ經
具體的配給方法ヲ決定實施スルト共ニ配分ノ品目數量等ハ之ヲ公表
ス

(四) 今回ノ配分ニ際シテハ本料切符ヲ用ヒズ

(五) 配給ハ原則トシテ有償ニスルモ戰災者ニシテ生活困難ナル者並ニ外
地軍復員者及外地引揚者ニ付テハ無償ニテ配給ス

(六) 配分ハ聯合軍ヨリ返還ヲ受ケタル分ヨリ逐次可及的敏速ニ實施ス

(七) 中央ニ於テ配分ヲ決定セル主要品目ノ都道府縣別割當ハ(戰災者ノ
分)別表ノ通トス

備考

本表ノ外ニ罹災者ニ對シ起冬對策トシテ毛布百萬蒲團二百萬組(四
百萬枚)ヲ配分スルヲ以テ本表ノ毛布ニ就キテハ起冬對策ノ毛布配
分數ヲ附案シアリ
一例トシテ越冬對策配分數量ヲ加算セバ東京都一六九三〇〇〇枚神奈
川縣七〇六〇〇〇枚大阪府八三〇〇〇枚愛知縣三三八〇〇〇枚兵庫
縣七五七〇〇〇枚ノ如シ

聯合軍ヨリ返還ノ支クル陳海軍所屬國有財産ノ取
扱ニ關スル件

一 聯合軍ヨリ返還シテクル陳海軍所屬國有財産ハ内務省（地方廳）之
ノ支領シ大藏省（財務局管財支所又ハ出張所）ニ引渡スコト

一 右國有財産ハ急遽ナル活用ヲ圖ル爲收政ス之ヲ使用ヲ認ムル等應急
的活用ノ措置ヲ考慮ヘルモノトス

尙施設ニ付テハ異同ノ計ス限リ附屬設備機械類ト一体的ニ其ノ活用ヲ
圖ルコト

一 之等國有財産ノ活用ニ關スル具體的措置ハ其ノ規模ニ應ジ悉羅リ中
央又ハ都道府縣ノ特殊物件處理委員會ニ於テ之ヲ決定スルコト以シ其

ノ特ニ重要ナルモノハ大臣會議又ハ閣議ノ決定ヲ待ルコト

一 之等國有財産ハ大藏省ニ於テ引渡ヲ受クルニ至ル迄ノ間ハ内務省
ニテ其ノ保管及警備ノ責任ヲ擔當セシムルコト

- 五 機械類ノ改造ハ原則トシテ之ヲ認メサルモ本來ノ機能及精度ニ悪影
響ヲ及ボササルモノハ財務局長ニ於テ許可スルコトヲ得
- 六 一時使用ヲ認可シタル物件ノ維持補修費ハ使用料ノ有償無償ヲ問ハ
ズ使用料ノ負擔トス
- 七 賠償ノ對象タルコトヲ指定セラレタルモノハ遑補ナク之ニ應ゼシム
ルト共ニ之ニ基ク設備損失ニ歸シテハ一切補償セサルモノトス
- 八 機械類ノ処理決定セラレタルトキハ機械類處理委員長ハ其ノ都度處
理報告書ヲ商工省工務局・大藏省國有財産部及内務省調査部ニ提出ス
ルモノトス

0403

二〇農局第一、五〇一號

昭和二十年十一月五日

農林省農政局長
内務省調査部長

特殊物件中肥料向トシテ處理スベキ物質ノ
處理ニ關ヘル件

目下聯合早ニ於テ採取中ノ特殊物件中肥料向トシテ處理スベキ物質ニ付
テハ左記要綱ニ依リ急速ニ處理相成度此致及通牒候

記

聯合車採取ノ特殊物件中肥料向トシテ處理スベキ物質ノ處理要綱

一、聯合早ニ於テ採取中ノ特殊物件中左ニ依クモハ肥料用トテハコ

(1) 佃取カリ (兵隊行政本部東二五九一) 妊カノミ (1) 佃取留連

0404

レ... (東... 三... 八... 備...)

一 前記各物賣ハ肥料配給中... 各種佃物油粕類

地左記ノ如シニ拂下ケ同社ヲシテ之ヲ配給ノ行ハシムルコト

東京都麹町區丸ノ内二丁目 九ビル内 日本肥料株式会社

群馬縣高崎市田町三二二 同 關東支店

名古屋市栄區榮町三ノ五 明治ビル内 東海支店

大阪市北區宗屋町一 大阪ビル内 近畿支店

門司市柴町 九州支店

札幌市北一條西四丁目 鐵兵ビル内 北海道支店

一 日本肥料株式会社ハ携下ケテ之ケタル前記各物賣ノ處理地數量及荷

等ヲ翻米ノ上各都道府縣ニ對シ其ノ肥料配給割當數量ノ範圍内ニ於

テ適宜配給スルコト

一 日本肥料株式會社ニ對スル携下價格ハ農林大臣ノ認可セル價格ニヨ

ルモノトスルコト

一 各都道府縣ハ日本肥料株式會社又ハ同社支店ノ管轄シテ急速ニ之カ
引取出荷ヲ完了セシムルコトトシ安ヘンバ肥料尙文團體タル農業界ヲ
シテ勸導隊ノ出勤乞装資材ノ斡配等之ガ出向ニ助力シシムルコト

日本肥料株式會社ハ拂下ケラ文ケタル物件ノ配給完了後一ヶ月以内ニ
拂下ケラ文ケタル當該官廳ニ對シ種類別数量ヲ報告スルコト

0406

内務省發調第一四五號

昭和二十年十一月十九日

各地方長官殿

内務省調査部長

特殊物件中印刷機等ノ處分ニ關スル件

聯合會ヨリ返還ヲ受ケタル印刷機印刷用紙ノ處分ニ關シテハ地方長官ニ於テ決定シ得ルロト相成候處之等物品ノ逼迫セル現況ニ鑑ミ其ノ配分ニ當リテ各地方ニ於ケル之等事情ニ詳シキ日本印刷産業綜合統制組合關係者ノ意見ヲ徵セラレ度旨日本印刷産業綜合統制組合（東京都京橋區銀座七丁目四番地）責任者ヨリ申出有之候間地方事情ニ即シ可然御配慮相煩度

0407

特殊物件中土木關係機械器材處分

一、聯合車ヨリ返還ヲ受ケタル土木關係機械器材ニ付中央決定ヲ爲ス品目
ハ左ノ通りトス

排土車、簡易排土車、押均機、地均機、削土機、削土機用索引機、
物取車、掘土機、索引車、飛行機索引機、戰車、被索引式戰車機、
海堀機、堀鑿機、碎石機、鑿岩機、穿孔機、混合機、「ウォーセクリ
」タシ、空氣壓縮機、起重機、移動起重機、起重機自動車、起重機
車、捲揚機、鐵鉤機、氣球器材、土砂積込機、機舖車、附隨車
土運車、「トロ」車輪、「トロノタル」始動機、運彈車、爆彈裝備
機、裝備車、三式爆彈裝備車、爆彈捲上機、魚雷運搬自動車、酸漿
發生自動車、雪上自動車、除雪自動車、簡易除雪機、無線自動車、
救車、燃料油自動車、燃料油補給車、飛行機給水機、給水兼撤水車、
透過自動車、探照燈自動車、探照燈目標燈、着陸場照明燈、夜間着
陸指導裝置、發電機車、「ブリストマン」式淺深船、泥受船、移動

格、網、庫、野外天幕、観測、測量機械、電源自動車、飛行機給油機
三、主要機械器材ノ配分ハ急速ナル国土ノ復興ニ資スル確實ニ活用シ得
ル機械ヲ其ノ性能ニ應ジ關係各省ニ重點的ニ配分シ以テ官民ノ建設力
ノ充實ヲ圖ルモノトス
三、主要機械器材ノ配分ハ別表ノ如ク之ヲ改ム

0409

内務省發願第一六〇號

昭和二十年十一月二十二日

内務省調査部長

重保石炭ノ権限ニ關スル件

陸海軍ノ保有スル石炭ニ關シ陸海軍保有權ハ別考據當ノ補ハニ有之候處之
ノ石炭權限專權ニ據シ各陸軍部ヨリ返還ヲ受ケタル上ハ陸
海軍ニ關シテハ日本石炭株式會社ニ引取ラシムルコトニ相成候處見下
海軍ニ關シテハ御達格ノ上至急引取方御手配御成候

0410

特殊物件中原材料配分方針 (昭和三十一年三月)

左記作業者、所有スル原材料ハ一括シテ下記受領簿ニ規定事項ヲ行フモ
トス

引 渡 作 業 簿

受領官印

元銀行本部 (補充隊東一特第一造、補給隊製造所ヲ除ク)

東一特補給隊製造所 (補給隊製造所ニ在リシモノ)

信 完

施設本部 (運輸建設本部ニ付属シムベキモノ)

運輸省 (運輸建設本部ニ付属ス)

運輸省、道庁、局ハ前頁ニ依リ受領セルモノノ内割戻第一ニ掲グルモノヲ夫
々當該物ヲ配合統制機關ニ拂下スルモノトス (但し八百所更ノモノヲ除ク)
本物資ノ配當ニ關シテハ一般生産品等ノ場合ト勘案シ別途出賃ヲ定ム第一
官作業務以外ノ作業、郵政等ノ所有スル原材料 (施設本部中運輸建設部
部ニ付属セサルモノヲ含ム)ハ左記ヲ依キ原則トシテ當該物資ノ配合統制
機關ニ拂下スルモノトス

左 記

目的 被引機関 数量 引渡機

職急住宅建設用 厚生省 市用可用品検査 警品取扱本部

大工費用 商工省 ヲ専牛約ニ引渡 東京第二貴元夜第一小第三七

砂防費費用 海軍省 スエノトス 陸軍省

海軍建設費補給用 海軍省 ヲ陸軍省

令購竹林費用 農林省 訓考費ニ依ル 海軍元器補給夜海軍航空本部

右引渡ハ内容省名ニ於テ引渡額ヨリ有差若ハ當夜勿等ノ記給統制機關ヲ導

由シタ被引渡額ニ保等補給スル力甚ハ被引渡額ノ指定スル民間団体等ニ弗

下スルモノトス鐵道總局ハ元器行政本部原材料中ヨリ鐵道總局ハ商工省及

自動車局所ノ小用費用等料ヲ含ムハ及右條下ノ運輸機關ノ使用ニ充當ス

ル外則考費ニ示ス其類ニ其キ商工省、大蔵省（海軍省等）農林省、内務

省、文部省、厚生省（海軍省衛生）農林省等ハ其條ノ指定スル民間団体等ニ

費格考ノ要求スル品類ヲ属生的ニ引渡スルモノトス

費用費額ニテ民間工場ニ委託シアル原材料ハ則考費ニ示スモノハ則給統

判團體ニ直接拂下シ其ノ他ノモノハ當該予託工場ニ拂下スルモノトス
軍作業廠等ヨリ民間配給業者及倉庫業者ニ寄托シアル原材料ハ原則トシ
テ當該物資ノ配給統制機關ニ拂下スルモノトス

(普通)鋼及材ニ關シテハ別表第四ニ示ス其享用量物所在ノモノハ鐵鋼
統制命令ヲシテ之ガ處理ヲ行ハシムルモノトス

八海軍復員局修護及施設轉換ノ爲作業廠等ノ資材中同目的ニ充當スルモノ
別表第五ノ如シ

九原材料處理ニ伴フ經濟的措置ハ左記ニ依ル

- (イ) 運輸省及遞信院ニ對スル保等轉換ハ内務省ヨリ當該總ニ一應無償ニテ
行フモノトス、但運輸省遞信院ニテ實業使用セル場合之ニ該當スル金
額ヲ國庫ニ納入スルモノトシ之ガ取扱ニ關シテハ別途内務省運輸省及
遞信院間ニテ協議決定スルモノトス
- (ロ) 各物資ノ統制團體ハ拂下ヲ受ケタル物資ニ付之ヲ受配給者ニ賣却セル
之ガ爲兵器行政本部ハ其ノ手帳資材ヲ隨軍會計ニ賣却スルモノトス

臺灣代金ヲ地方長官ノ發スル納入命令ニ依リ可及的速ニ國庫ニ納入ス
ルモノトス

運輸省遞信院ノ保等補給ヲ受ケタル原材料ヲ關系民間工場ニ弗下スル
場合モ右ニ進ズ

○原材料中中央ニテ具體的措置ヲ決定スルハ本日二日內考査總務局第三號
早載ノ品目ニ限リ爾余ノ品目ニ關シテハ地方整理委員會ニテ決定スルモ
ノトス

0414

内務省發調第一七四號

昭和二十五年十一月二十二日

内務省調査部長

大藏省主計司長

各地方長官

聯合電口口返書ヲ受ケタル郵便用物資ノ
区分ニ關スル件

郵便物資ノ区分ニ付テハ舊ニ規程決定ニ基キ昭和十八日内務省發調第一
七號第一二一及十一月十七日内務省發調第一三四號ヲ以テ補綴致シタル
如ク昭和二十年勅令第六三三號ニ規定スル場合ヲ除キ凡テ公定價格ヲ基
礎トシテ有償交付シ其ノ代價ハ中央ニ於テ具體的措置ヲ決定スベキ物資
ハ本月三日内務省發調第一三三號所發ハニシテ舊ニ當方ノ指示スルモノヲ

0415

除キ凡テ購買ニ於テ今回新ニ科目設置相成タル大藏省主等臨時雜收入ハ
 款ノ臨時雜收入ハ種ノ特殊物産收入ハ日ノニ納入之シムルモノナル蓋公定
 價格ナキ物産ノ幾分ニ當リテハ由ス迄ナキ議ト、存廢ハ其其ノ辨下ゲ
 價格ノ決定ニ付テハ他ノ公定價格アル類ノ物産ト、均等、國庫收入ノ點
 等ヲ在テ別考慮ノ上調査者ノ意見ヲモ敬シ其ノ重更ナレモノハ特殊物件
 兼テ委員會ニ付議スル儘價重日公定一細審相成後所定此設時ニ及前費
 尚物品ノ幾分ニ付テハ右ニ議之商會ニ細審相成後爲念

0416

内務省發調第一九九號

昭和二十年十一月二十七日

内務省調査部長

各地方行政事務局長
調査部長
各地方行政事務局長
調査部長

兵器彈藥等ノ処分ニ要スル経費ニ
關スル件

聯合軍ヨリ返還ニ付クル兵器ノ費用ニ付テは、收支ニ概シテハ十一月十日附
二〇總府第三八八號閣工省總務局長及内務省調査部長連名通牒ニ基キ解
体兵器處理委員會ノ發行檢點タリハ、銀外匯前ノフル計算ニ依ルコトト
相成リ、返還ニ受ケサル兵器價額等ニ付テは、今般ノ旨示ニ依リ、電ナスル
等ニ關シテハ、川途通商ニ付テは、通商手続スルカハ、海軍省ニ於テ、他種モ
ノヲ除クハ、考算中ニ有之。又、海軍省ヨリ返還ノ兵器等モ有之。茲、案爲念及

0417

國
書
館

0418

アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp/>

内務省發調第一四七號

昭和二十年十一月二十日

内務省調査部長

特殊物件四フークスノ規格ニ關スル件

聯合重工業株式會社、日本石炭株式會社、日本石炭株式會社ニ

一、反轉フックケアルフークスハ、昭和二十年十一月二十日、日本石炭株式會社ニ

調査ヒシムルコト

二、右調査ニ關スル品付ノ決定、標格、本定及現物引取等ノ具體的手續ニ

付テハ日本石炭株式會社ノ各工場場所ヲシテ連絡ニ當ラシムルコト

三、日本石炭株式會社ニ於テ買取ルルフークスノ配分ニ付テハ中央ニ於

テ之ヲ決定スルモノトス

0419

○
内務省發調第二一八號

昭和二十年十一月二十九日

内務省調査部長

各支局長
各地方長官殿

舊海軍施設本部所屬物資ノ處分ニ
關スル件

終戦直後海軍施設本部所屬ノ物資、資材ニシテ運輸建設本部ニ譲渡スル
コトト決定シ未ダ之ガ引渡ヲ爲サザル物資ノ處分ニ付施設本部ヨリ依頼
次第モ有之本物資ハ聯合軍ヘノ引渡調書ニ記載ナキモノノ由ナルモ一應
凡テ地方廳ニ於テ引渡ヲ受ケ概ネ左記ニ依リ御措置相成様致度此段及漏
牒候

0420

一、食糧品、衣料等日用必需品ハ府縣ニ於テ引渡シテ受ケタル後直ニ返還
軍需品ニ準ジテ之ヲ處理スルコト

二、其ノ他ノ物資ハ可成海軍庫設本部及運輸建設本部間ノ融合ヲ尊重シ支
障ナキ限リ運輸建設本部ニ引渡スモノトスルコト

三、右ハ返還物資ニ非ザルモノ之ニ準ジ必要ナル記録ヲ整理スルコト

0421

○
内務省發調第二五〇號

昭和二十年十二月四日

内務省調査部長

殿

舊海軍施設ノ轉用ニ關スル件

舊海軍施設ニ關シ、
ヨリ速急移管方希望有之候節、
現地聯合軍部隊ニ對シ、
内務省へ引渡シ促
進ノ手續御取計相煩度

0422

内務省發調第二六九號

昭和二十一年十二月五日

内務省調査部長

啟

舊軍用施設中教育機關ニ使用セシムルモノニ關スル件

標記ノ件ニ關シ十一月二十八日發調二一七號ヲ以テ通牒候處向通牒ニ於テ舊海軍施設ヲ學校施設トシテ使用スル場合ハ今後財務局ニ於テ許可シ得ルト雖ヒタルハ國有財産法上ノ事務處理ニ付大藏省ノ權限ヲ財務局ニ委譲シタルコトヲ指シタルモノニシテ返還物件トシテノ處理上地方特殊物件處理委員會ニ附屬決定スベキコト勿論ナルニ付誤解ナキ様爲念及通牒候也

0423

内務省發調第三二九號

昭和二十年十二月十七日

内務省 調查部長

特殊物件中土木機械器具ノ受領取扱方ノ件

標記ノ件ニ關シテハ茲キニ處分方針決定シ十一月二十日附内務省發調第一三七號ヲ以テ各地方長官宛通牒致置候處之ガ具體的引取ニ關シテハ複雜ニ亘ルベキ虞アルヲ以テ向方針ニ基キ別件ノ通一特殊物件中土木機械器具(引取)證明書一ヲ發行シ之ヲ提示スル者ニ對シ引渡スコトト致候ニ付内務省國土局長ヨリ之ガ受領ニ要スル所要枚數ノ右證明書ヲ領置ノ上御利用相成度

道テ本日附ヲ以テ各地方長官各地方行政事務局長宛別紙寫ノ通牒致置候旨御了承相成度

0424

内務省發調第三二九號

昭和二十年十二月十七日

内務省調查部長

内務省國土局長

特殊物件中土木關係機械器材ノ受領取扱方ノ件

標記機械器材ニ關シテハ十一月二十日附内務省發調第一三七號ヲ以テ處分方針遵照致置候處之ガ具體的引取ニ關シテハ後繼ニ直ルベキ處アルヲ以テ同方針ニ基キ中央ニ於テ別紙ノ通り特殊物件中土木關係物資（引取）證明書一ヲ發行シ之ヲ携示スル者ニ對シ引渡スコトト致シ候ニ付御了知ノ上關係方面ニ周知徹底方御取計相成度

追而引渡完了ヲ爲シタルモノニ付テハ毎月末日迄ノモノニ付品目、數量、用途及轉用先ヲ取極メ内務省調查部長宛報告書ヲ送付セラレ度
尚發調第一三七號通牒ニ於テ中央配分決定品目ニ該當スルモノ屬表數量

0425

中ニ舎マサルモノニ關シテハ地方威理蓋支ヘナキモ稟示格威度爲念

0426

内務省發調第三八二號

昭和二十年十二月二十六日

調査部長

各地方長官 殿

舊軍用物資ノ処分ニ關スル件

舊軍用物資ニシテ陸海軍ヨリノ引渡證書ニ記載シ正式ニ卸台電ヨリ返還
ヲ受ケタルモノニ非サルモノ等ノ処分ニ關シテハ爾後左記ニ依リ御取扱
相成度

一 終戦直後ノ緊急処分トシテ都道府縣カ交付ヲ受ケ又ハ処分ノ委託ヲ受
ケ未だ其ノ処分ヲ行ハズシテ保管中ノモノハ返還物後ノ例ニ依リ之ヲ
処分スルコト、但シ其ノ代金ハ退テ指示アル迄都道府縣ニ於テ保管

0427

スルコト、市町村等が交付を受ケ又ハ處分ノ委託ヲ受ケタル物者ニシ
テ未ダ處分ヲ行ハズ保管中ノモノアルトモハ右ニ準ジ措置スル如ク指
導スルコト

遺

ニ終戦直後ノ緊急放出現ニ係ル物者ニシテ其ノ處分ノ難由ナリサリシ爲政
府(後身省)関係機関又ハ地方廳ニ於テ回収シタルモノハ都道府縣
ニ於テ受領シ返還物者ノ處分要領ニ準ジ夫々措置スルコト

三 用物者ニシテ聯合會ノ手ニ依リ發見シ都道府縣ニ返還シ來レル
モノハ直ニ證書ヲ作成シ聯合會ヨリ正式ニ返還ヲ受ケタル物件ニ追加
シ返還物件トシテ之ヲ措置スルコト

此ノ場合當該證書ノ表ニ此ノ旨特記シ置クコト